国土交通 委員会)

玉 の 補 助 金 等の 整 理及び合理化等に伴う国 土 利 用 計 画 法 及び 都 市 再生特別 措 置 法 の 部 を 改 正

す る 法 律 案 閣 法 第 一一号)(衆議 院送付 要旨

本 法 律 案 は、 平 成 十六年 度 に お け る国 及 び 地 方公共団 体 を通 じ た財 政 改 革 の た め の 玉 の 補 助 金 等 の 整 理及

び 合 理 化 等に 伴 11 所 要 の 措 置 を 講 じ ようとするも の で あ ij そ の 主 な 内 容 は 次 の ح お IJ で あ ઢું

玉 土 利 用 計 画 法 の 部 を 次 の ょ うに 改 正 する。

地 利 本 計 画 の 作 成 等に 経 費 の 財 源 充 金

要

す

る

に

てる

た

め

の

交付

制

度

を

廃

止する。

土

用

基

都 市 再 生 特 別 措 置 法 の 部 を 次 の ように 改 正 す る。

1 都 市 再 生 基 本 方 針 に 定 め る 事 項 に 都 市 再 生 整 備 計 画 の 作 成 に 関 す る 基 本 的 な 事 項 を 追 加 する。

2 市 町 村 は 都 市の 再生に必要な公共公益 施 設 の 整 備 等 を 重 点的 に 実施すべ き土 地 の $\overline{\times}$ 域 に お しし て、 都

市 再 生 基本方針等に基づき、 当該公共公益 施設 の整備 等 に 関 する計 画 (以下「 都 市 再生整 備 計 画 とり

う。)を作成することができる。

3 市町村は、 交付金を充てて都市再生整備計画に基づく事業等の実施 (特定非営利活動法人等が実施す

< 通 る 事 大 事 業 業 臣 等 等 に の 提 に 要す 実 出 施 L る に な 要 け 費 す れ 用 á ば の 経 な 費 5 部 に な の 充 L١ 負 も 担 て る の を含む。)をしようとするときは、 とし、 た め、 公共 玉 は 公 市 益 町 施 設 村 の に 整 対 ŕ 備 の 状 提 出 況 当 さ そ 該 の れ 都 他 た 市 都 の 再 事 市 生 項 再 整 生 を 備 基 整 計 礎 備 لح 計 画 を L 画 て 玉 に 土 玉 基 交 土 づ

交

通

省

令で

定

め

るところに

ょ

ij

予

算

の

範

井

内

で、

交 付

金

を

交 付

す

ることが

で

き

4 が は 又 都 は 市 道 変 町 更 府 村 を ば 県 す 道 ること の 定 新 設 の 又 が 期 は 間 で ㅎ 改 築 に る 限 を行うことが IJ ほ か 都 都 市 市 再 再 生 で 生 整 き、 整 備 備 計 当 計 画 該 に 画 記 道 に 路 記 載 の 載 さ 道 さ れ 路 れ た 管 た 市 理 市 町 町 村 者 に 村 決 代 施 定 計 わ 行 つ 玉 画 て 道 に そ 等 係 事 る の 権 業 都 限 に 市 を 係 計 行うこと 画 る 玉 の 決 道 又 定

で

き

5 進 締 を 結 独 义 さ 立 るた れ 行 る 政 め も 法 に 人 都 の 必要 に 限 市 再生機 な る。 調 查 に基づ 等 構 は、 の 業務を行うことができる。 き、 市 町 都 村 市 の 再 委 生 託 整 (当該 備 計 委託 画 の 作 に 成 係 及 び る 契約 都 が 平 市 再 · 成 十 生 整 備 九年三月三十 計 画 に 基 づ < 事 日 業 ま で の に 促

この て三月を超 法 律は、 にえない 平 成 + 範 进 六 、 年 四 内で政令で定める日から、 月 日 か 5 施 行する。 <u>ニ</u>の ただし、 5 の <u>ー</u>の 改正は 1 平成十六年七 か 5 4 まで の 改 月一日 正 は か 公布 ら施 の 行 日 する。 から起